



- ①(仮称)世田谷区犯罪被害者等支援条例(素案)
②世田谷区子どもの権利条例(素案)・世田谷区子ども・若者総合計画(第3期)(素案)
③世田谷区環境基本計画(素案) 特集号

令和6年(2024年)
9/15
No.1938

SETAGAYA 区のおしらせ

せたがや

発行/世田谷区 編集/広報広聴課
〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
区役所 ☎5432-1111(代) ☎5432-3001(広報広聴課)

区のホームページ
▶<https://www.city.setagaya.lg.jp/>



条例・計画にご意見・ご提案を お寄せください

区では、条例の制定、行政計画の見直しを行う際、制定・策定前の段階で素案等を区民の皆さんにお示しし、ご意見やご提案をいただく「区民意見提出手続(パブリックコメント)」を実施しています。皆さんのご意見等をお寄せください。

2~3面

①(仮称)世田谷区犯罪被害者等支援条例(素案)

4~5面

②世田谷区子どもの権利条例(素案)・ 世田谷区子ども・若者総合計画(第3期)(素案)

6面

③世田谷区環境基本計画(素案)

7~8面

ご意見・ご提案の提出方法等



世田谷区長
のふと
保坂展人

**区民の声で
条例・計画をいいものに**

本号では、区が検討している3つの分野の条例・計画を紹介しています。

「(仮称)世田谷区犯罪被害者等支援条例(素案)」は、犯罪による被害に直面された方や、ご遺族・ご家族への支援を行うものです。身体のがやや精神的なショック、経済的・社会的な困難を区としてサポートし、日常生活を支える役割を担う仕組みです。

「世田谷区子どもの権利条例(素案)」は、平成13年制定の「世田谷区子ども条例」を改正するものです。また、条例の推進計画として、「世田谷区子ども・若者総合計画(第3期)(素案)」を策定します。国連の子どもの権利条約の理念のもとに「世田谷区子ども条例」は制定されました。今回の改正では、「こども基本法」の施行等の動向を踏まえ、「子どもの権利」を条例名に明記するとともに、子どもたちの声を聴きながら条文を検討するなど、子どもたちの意見を反映しています。

「世田谷区環境基本計画(素案)」は、来年度から6年間の環境政策の指針です。2050年までの二酸化炭素排出量ゼロをめざすカーボンニュートラルや、世界規模の気候危機に対する政策転換など、区としてやるべきことを整理していきます。

区民の皆さんからのご意見、ご提案をお待ちしています。

1 (仮称)世田谷区犯罪被害者等支援条例(素案)

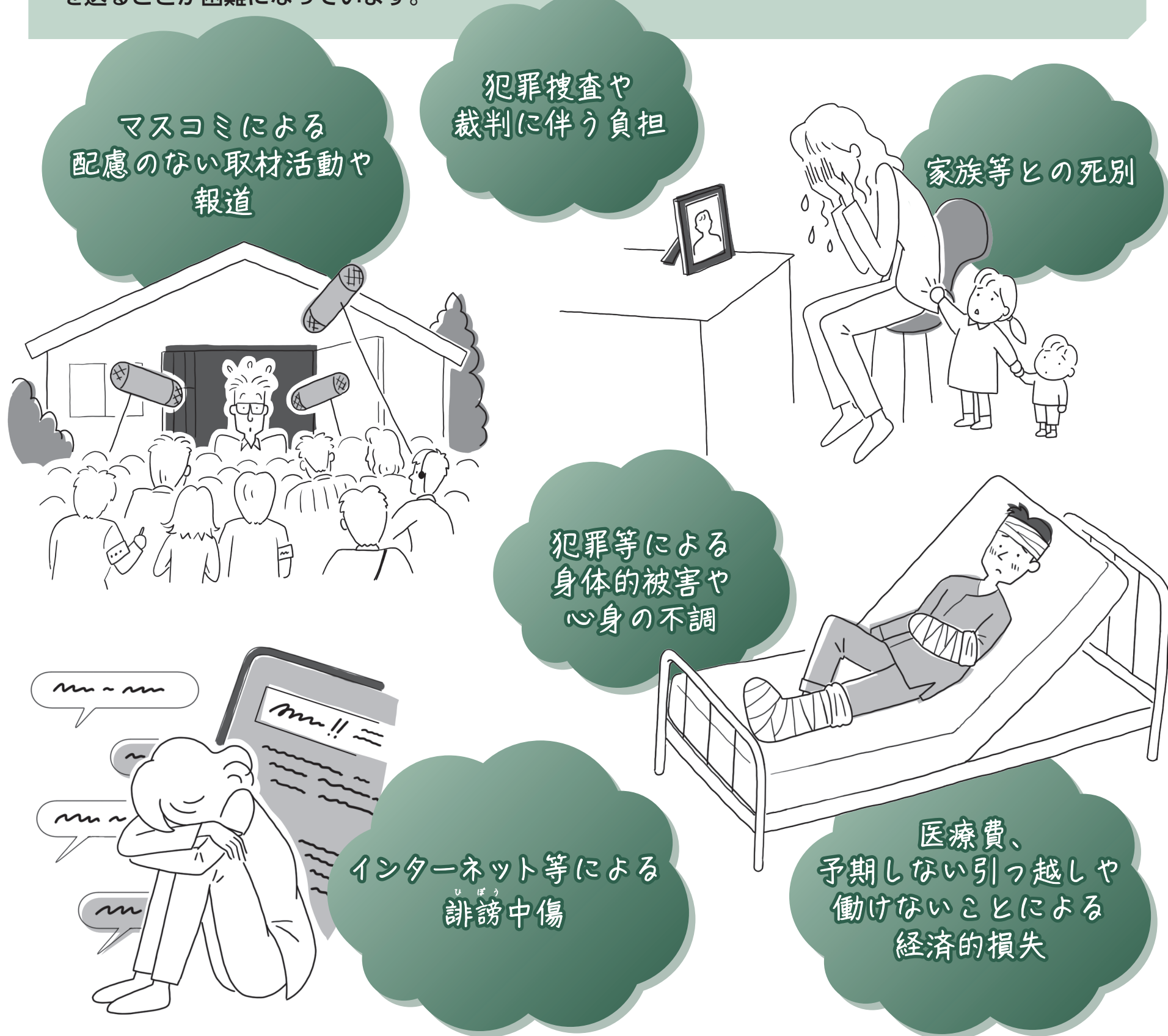


条例について
詳しくはこちら
ご意見・ご提案も
こちらから
提出できます

区HPQ 18469

条例における「犯罪被害者等」とは

犯罪等により被害を被った方、ご家族またはご遺族やこうした関係に準じる方としています。
犯罪被害者等は、身体への直接的な被害だけでなく、心身の不調や経済的損失等により、日常生活を送ることが困難になっています。



この条例は、犯罪被害者等基本法の趣旨にのっとり、区における犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、区の責務、区民等及び事業者並びに学校等の役割を明らかにし、犯罪被害者等の支援に係る施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が被った不利益等の軽減及び回復を図ることを目的に、制定するものです。

このたび、犯罪被害者のご遺族や地域で支援を行う関係者の方で構成する検討委員会等でいただいた意見をもとに、条例の素案をまとめました。

皆様のご意見・ご提案をいただき、条例の制定について検討を進めます。

条例の制定を通じて 犯罪被害者等に対して優しい地域社会を 構築していくことをめざします

条例における基本理念

- 犯罪被害者等の個人の尊厳が尊重されるよう配慮します。
- 犯罪被害者等が置かれている状況、その他の事情に応じて、区、区民等、事業者及び関係機関等が相互に連携及び協力し、長期的な視点とともに、できる限り速やかに安全で安心できる生活を送るために必要な支援を途切れなく行います。
- 犯罪被害者等の名誉及び生活を害することがないように、二次被害及び再被害の防止に配慮します。

条例に基づく取組み



犯罪被害者等相談窓口

困りごとの整理と
解決までのステップを一緒に考えます

※相談内容は厳守します。

- 初期対応から回復に向けた支援を相談者に寄り添いながら、総合的にコーディネートします
- 行政サービスや地域の支援団体に関する情報提供など、より身近な支援の実施をめざします
- 区役所内外の関係機関をつなぐ中間支援組織として連絡・調整を行います

支援策の実施

犯罪被害者等の状況や希望に応じ、
以下の支援策を実施します。

- ◆ 犯罪等に起因する相談に関する支援
- ◆ 経済的負担の軽減
- ◆ 家庭生活及び仕事・学業の社会生活を継続することが困難となった方への支援
- ◆ 現在の住居に居住することが困難となった場合における支援 等



関係機関等との連携

犯罪被害者等が必要な時に必要な支援を受けることができるよう、国、都、警察及び支援団体等の関係機関等との連携に努めます。



理解の促進

基本理念を踏まえ、区民等及び事業者並びに学校等の理解を深めるため、広報活動、啓発活動、教育活動等の必要な施策を実施します。



2世田谷区子どもの権利条例（素案）・世田谷区子ども・若者総合計画



現行条例から
名称も
変更します

条例と計画の位置づ

世田谷区子ども

世田谷区
若者総合計
令和7(2025)年度

区は平成13年に、23区で初めての「世田谷区子ども条例」を制定し、国連の「子どもの権利条約」に掲げる理念のもと、「子どもがすこやかに育つことのできるまち」の実現をめざし、子ども・若者施策、子育て施策を前進させてきました。ところが、この間、子どもや若者たちの声を聴く中で、子どもの権利が行使できなかったり、保障されなかったりする現状と課題が明らかになりました。子どもも、大人も、年齢や経験に関わらず、人として対等であり、互いに尊重され、対話の中で互いを理解し、ともに成長していける地域社会を実現するため、「子ども条例」を「子どもの権利条例」に一部改正します。

世田谷区子どもの権利条例

現行条例からの主な変更点

1

「子どもの権利」を
具体的に明記します

子どもは成長・発達過程にあり、大人よりも弱い立場にあるため、誰もが持っている「人間としての権利(人権)」だけではなく、子どものための特別な「子どもの権利」を保障する必要があります。国連「子どもの権利条約」の一般原則を規定(第4条)するほか、区の子どもたち自身が考えた権利を具体的に規定(第5条～第9条)します。

2

子どもの声を
反映し、想いを込めます

現行条例では大人の子どもに對する思いなど、大人を主語として目標などが書かれています。条例の主役である子どもが、条例を自分のものとして受け止め、自分たちの条例として活かすことができるようになるため、条例前文に子どもの声を反映します。

3

子どもの権利保障状況を
「子どもの権利委員会」が
評価・検証します

区が実施する施策等において「子どもの権利」が適切に保障されているかを評価・検証する第三者機関「子どもの権利委員会」を新たに設置します。区の施策を利用する子どもたちの声を聴き、評価・検証・政策提言を行うほか、広報啓発機能も担います。

世田谷区子どもの
権利条例(素案)の
全文はこちら



区HPQ 18426



子どもの権利に関するシンポジウムを開催します

内容／基調講演、子どもの権利落語、実践発表
(子ども条例検討プロジェクトのメンバーによる活動報告)
日時／10月8日(火)午後6時～8時 会場／北沢タウンホール
その他／申込不要。当日直接会場へお越しください。

子どもの皆さんも、大人の皆さんもぜひご参加ください!

詳しくはこちら



区HPQ 18501



計画 (第3期) (素案)



条例・計画について
詳しくはこちら
ご意見・ご提案も
こちらから提出できます

関係性について

子どもの権利条例

子ども・若者総合計画 (第3期)
令和5年度～16(2034)年度

世田谷区子どもの権利条例の推進計画です。
また、こども基本法で市町村の努力義務とされている「こども計画」に位置付けるとともに、これまでと同様、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策推進法に基づく「子どもの貧困対策計画」及び子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」を内包します。

子ども・若者の皆さんへ

「せたがや 子ども・若者の声ポスト」
(インターネットアンケート)第2弾を実施します!

今回は、条例と計画の素案について
意見を募集しています。

条例と計画って何だろう?



アンケートのページで最初に分かりやすく
説明しているよ!
皆さんの意見をお待ちしています!

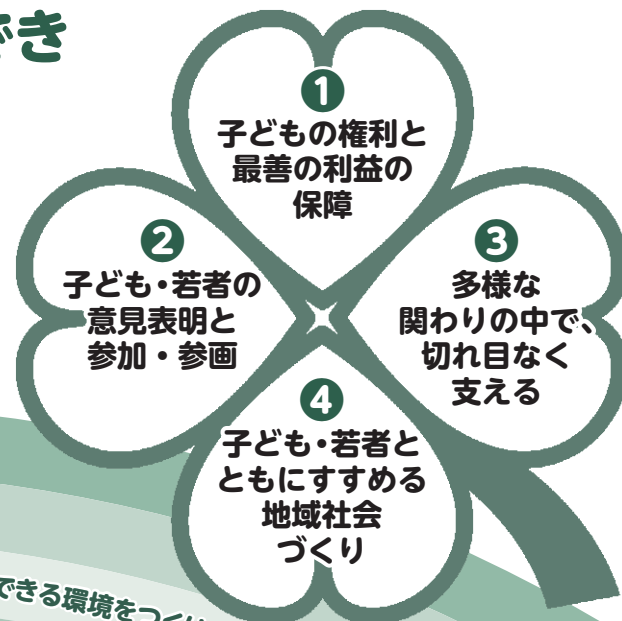
アンケートのページはこちら▶▶▶



区HPQ 2220

世田谷区子ども・若者総合計画(第3期)

計画を貫く4つの原則



子ども・若者総合計画
(第3期)素案はこちら



区HPQ 18418

めざす
まちの姿

みんなが自分らしくチャレンジでき
笑顔になれるまち

計画の
目標

子どもが権利の主体として、一人ひとりの健やかな育ちが保障され、子ども・若者が、自分らしく幸せ(ウェルビーイング)な今を生き、明日からもよい日と思える社会を実現する。

政策の柱

- ①子ども・若者の参加・参画をすすめ、子どもの権利が保障されるまち(地域)を実現します
- ②乳幼児期の支援を通じて、子どもの育ちの土台づくりと、健やかな成長を支えます
- ③子どもが、安心を土台に、ポジティブな体験や挑戦を重ねながら、のびのびと遊び、育つことができる環境をつくります
- ④子どもが、地域での様々な活動や交流、支援を通じて、主体的、継続的に活躍できる環境をつくります
- ⑤若者が、地域の有無、生まれや育ちの環境に関わらず、安心して育つことができる地域をつくります
- ⑥子ども・若者が、障害の有無、生まれや育ちの環境に関わらず、安心して育つことができる地域をつくります
- ⑦子ども・若者が、地域で心よく子育てができるよう、家庭に寄り添い、妊娠期から切れ目なく支えます
- ⑧人や支援につながりながら、地域で心よく子育てができるよう、家庭に寄り添い、妊娠期から切れ目なく支えます
- ⑨子ども・若者が、地域で心よく子育てができるよう、家庭に寄り添い、妊娠期から切れ目なく支えます
- ⑩子ども・若者が、地域で心よく子育てができるよう、家庭に寄り添い、妊娠期から切れ目なく支えます
- ⑪子ども・若者が、地域で心よく子育てができるよう、家庭に寄り添い、妊娠期から切れ目なく支えます
- ⑫子ども・若者が、地域で心よく子育てができるよう、家庭に寄り添い、妊娠期から切れ目なく支えます



コラム 私たちも「条例前文」や「めざすまちの姿」を考えました!

区内の中学・高校生15人をメンバーとする「子ども条例検討プロジェクト」を6月～7月に計4回開催。令和5年度に実施した「小学生・中学生アンケート」などで子どもたちから聴いた意見を踏まえて、参加した子どもたちが「条例前文」や「めざすまちの姿」を検討しました。



③世田谷区環境基本計画（素案）



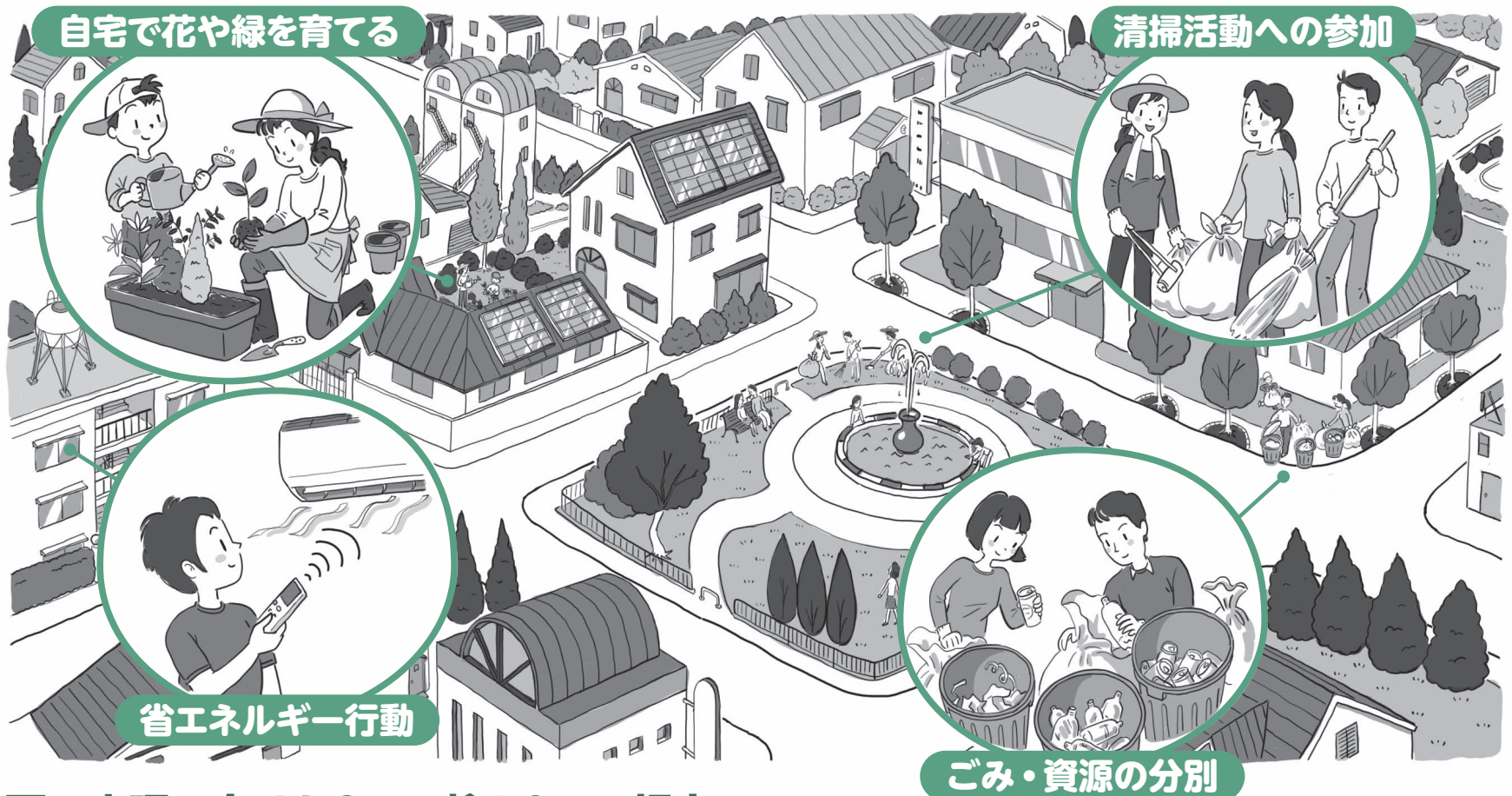
計画について
詳しくはこちら
ご意見・ご提案も
こちらから
提出できます

この計画は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「環境に関わる分野ごとの取組みの方向性」「分野を横断して相乗効果を及ぼす取組み」「計画の実現に向けて取組みを進める上で持つべき視点」を示した、令和7年度から12年度までの6年間の計画です。

理 念

区民や事業者などの様々な主体が、**環境をよくするための行動「手入れ」**を行い、将来にわたって良好な環境を保つことで、その環境に対する誇りや愛着が高まり、さらに人々の「手入れ」が加速する地域社会をめざします。

一人ひとりの「手入れ」の広がりが「良好な環境」をつくります



計画の実現に向けた2つの柱と8つの視点

本計画の理念や将来像の実現に向けて、区民等の環境に対する意識改革と行動変容を促すための「区民等と環境との関係性の再構築」と、区民等の活動を区として支援していくための「区民等をバックアップする区の推進体制の構築」を柱として、それぞれ4つの視点から、取組みを進めます。

区民

区民等と環境との 関係性の再構築



- ①地域と個人のつながりの構築
- ②地域特性に応じたアプローチ
- ③あらゆる主体との連携・協働
- ④効果的な普及啓発



区

区民等を バックアップする 区の推進体制の構築



- ①環境施策への庁内の理解醸成
- ②デジタル化・情報技術の活用による業務の効率化
- ③柔軟な組織・事業運営
- ④先進的な知見を有する外部機関との連携

良好な環境をつくるために、どのような区の実践が必要だと思いますか。



区民意見提出手続(パブリックコメント)

区が重要な条例・計画等をつくる際に、素案等の段階で公表し、区民の皆さんからご意見・ご提案をいただき、施策に反映させる制度です。

ご意見・ご提案をお寄せください

いただいたご意見等は、条例の制定、計画の策定に向けて活用します。ご意見等の内容を集約し、区の考え方とともに右記スケジュールのとおり公表する予定です(住所・氏名等は公表しません)。

閲覧場所 条例・計画(素案)の全文は、**区のホームページ(2～6面の二次元コード)**、担当課(右記参照)、区政情報センター、総合支所区政情報コーナー、総合支所くみん窓口・出張所・まちづくりセンター、図書館でご覧になれます。

対象者 次のいずれかに該当する方
①区内在住・在勤・在学者 ②区内に事務所や事業所を有する個人・法人・団体
③条例・計画(素案)に利害関係を有する個人・法人・団体

提出期限 **1** 10月7日 **2** 10月15日(いずれも必着)

提出方法 ●**区のホームページ(2～6面の二次元コード)**から
●書面(**記入事項**を明記)を郵送(下記宛名用紙を使用可)、ファクシミリまたは持参で担当課(右記参照)へ
※点字表記・音声媒体・手話を録画した動画による提出可。
※障害等により、前記方法による提出が難しい場合は、担当課(右記参照)へご相談ください。

記入事項 ①条例・計画の番号(**1**～**3**) ②ご意見・ご提案 ③住所または勤務先・通学先の所在地・名称 ④氏名 ⑤法人・団体の場合は名称・代表者名・所在地

スケジュール(予定)・担当課

スケジュール	9月	素案の公表及び意見募集(1 3 は10月7日、 2 は10月15日まで)
	7年2月	素案に対する意見の公表及び案の公表
	3月	条例の制定、計画の策定

担 当 課

1(仮称)世田谷区犯罪被害者等支援条例(素案)
担当＝人権・男女共同参画課 〒156-0043 松原6-3-5
☎6304-3453 ㊚6304-3710

2世田谷区子どもの権利条例(素案)・
世田谷区子ども・若者総合計画(第3期)(素案)
担当＝子ども・若者支援課 〒154-8504 世田谷4-21-27
☎5432-2528 ㊚5432-3016

3世田谷区環境基本計画(素案)
担当＝環境計画課 〒158-0094 玉川1-20-1
☎6432-7131 ㊚6432-7981

1(仮称)世田谷区犯罪被害者等支援条例(素案)

郵送提出用 宛名用紙

料金受取人払郵便
千歳局承認

1568790

定形郵便物

(受取人)

【ご注意ください】
本号のホームページ版ではこの部分を切り取って宛名用紙として利用することはできません。
ご了承ください。

切取線

差出
人 住所／世田谷区 丁目 番 号
氏名／

2世田谷区子どもの権利条例(素案)・世田谷区子ども・若者総合計画(第3期)(素案)

郵送提出用 宛名用紙

料金受取人払郵便
世田谷局承認

1548766

定形郵便物

(受取人)

【ご注意ください】
本号のホームページ版ではこの部分を切り取って宛名用紙として利用することはできません。
ご了承ください。

切取線

差出
人 住所／世田谷区 丁目 番 号
氏名／

区のおしらせをスマートフォン等でご覧になれます

アプリを通じて、本紙区のおしらせ「せたがや」を配信しています。お手持のスマートフォンやタブレット端末で、いつでもどこでもご覧になれます。ぜひ、ご利用ください。

■カタログポケット

日本語のほか、英・中国・韓国・タイ・ポルトガル・スペイン・インドネシア・ベトナム語への自動翻訳や音声読み上げ機能があります。



■マチイロ

読みたい部分を拡大できるほか、ダウンロードした紙面をオフラインでもご覧になれます。発行日にプッシュ通知が届きます。



3世田谷区環境基本計画(素案)

郵送提出用 宛名用紙

料金受取人払郵便
玉川局承認

1588790

定形郵便物

(受取人)

【ご注意ください】
本号のホームページ版ではこの部分を切り取って宛名用紙として利用することはできません。
ご了承ください。

切取線

差出
人 住所／世田谷区 丁目 番 号
氏名／

ご意見・ご提案は、 ①～③の案件ごと にお寄せください。

※提出方法等の詳細は7面をご覧ください。

※(郵送提出の場合)宛名用紙は、案件ごとに異なります。
ご注意ください。

区のホームページからのご提出いただけます

1



区HPQ 18469

2



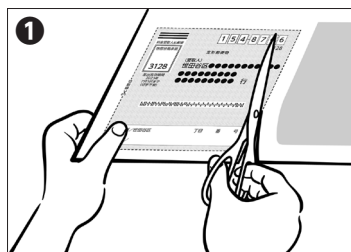
区HPQ 18318

3

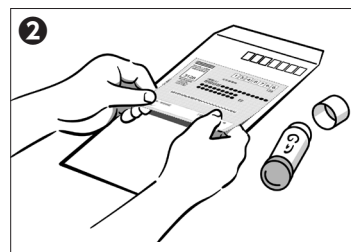


区HPQ 18113

郵送提出用宛名用紙の使用方法



①宛名用紙を切り取ります



②切り取った宛名用紙を封筒※の
表面にしっかり貼り付けます

※長辺／14～23.5cm

短辺／9～12cm

厚さ／1cm以内

重量／50g以内

例／長3・長40・長4・洋0・洋2・角8封筒

(定形郵便物に使用できます)



③郵便ポスト等から差し出します

●宛名用紙を切り取り、封筒(長辺14～23.5cm、短辺9～12cm、厚さ1cm以内、重量50g以内)の表面にしっかり貼り付け、ご意見等を記載した書面等を入れて差し出してください。

●各条例・計画(素案)に関するご意見等の提出にのみご使用ください。

●切手を貼って差し出された場合、返金等の対応はできません。

②世田谷区子どもの権利条例(素案)・世田谷区子ども・若者総合計画(第3期)(素案)

2

世田谷区
子ども・若者総合計画

素案)・
計画

【ご注意ください】

本号のホームページ版ではこの
部分を切り取って宛名用紙とし
て利用することはできません。
ご了承ください。

貼り付け面

①(仮称)世田谷区犯罪被害者等支援条例(素案)

1

(仮称)

者等

【ご注意ください】

本号のホームページ版ではこの
部分を切り取って宛名用紙とし
て利用することはできません。
ご了承ください。

貼り付け面

③世田谷区環境基本計画(素案)

3

本号のホームページ版ではこの
部分を切り取って宛名用紙とし
て利用することはできません。
ご了承ください。

貼り付け面

新聞を定期購読されていない方へ 本紙(区のおしらせ「せたがや」)を 無料でご自宅にお届けします

申込方法

①オンライン手続き、または電話、ファクシミリで
②せたがやコール(☎03-5432-3333 FAX03-5432-3100)へ

オンライン手続きはこちらから



区HPQ 7687

ファクシミリ記入例

- ①氏名(ふりがな)
- ②郵便番号・住所
- ③電話番号

